

記入日 20 年 月 日

私はチームJAPRA 利用規程を承認のうえ、チームJAPRA 入会を申し込みます。

※太枠線内をご記入ください

チーム JAPRA 入会審査書兼申込書

■ 入会社情報

フリガナ				印																																									
企業名																																													
フリガナ																																													
代表者役職・氏名																																													
フリガナ																																													
所在地	(〒 -)																																												
代表電話番号	() -	代表 FAX 番号	() -																																										
E-MAIL	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																												
HP アドレス	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																												

■ 御社情報

会社設立	大正 昭和 平成	年	資本金	万円	
従業員数	人		定休日	日・月・火・水・木・金・土	
営業時間	: ~ :				
直近年商	万円				
部品売上高 (月平均)	万円		その他売上高 (月平均)	万円	
生産部品点数 (月平均)	点		出荷部品点数 (月平均)	点	
部品取車仕入台数 (月平均)	台				

	地域	許可番号
古物商番号		第 号
引取業者		第 号
フロン類		第 号
回収業者		第 号
解体業者		第 号
破碎業者		第 号
産業廃棄物収集運搬		第 号
中間処理業		第 号

※複数の登録番号をお持ちの場合は、主にご利用されている番号をご記入ください。

同意書（承諾書）

【1】下記 JAPRA システム規程集に基づき JAPRA システムを利用すること。

JAPRA システム規程集

1. JAPRA システム利用規程
別添 当社の定める利用環境
2. JAPRA システム取引規程
別添 JAPRA システム保証基準
3. JAPRA システム研修規程
4. 登録部品検査基準

【2】JAPRA システムは拠点毎に申込みのものとあり、同企業であっても、拠点毎に（本店、支店、支社等毎に）申込をすること。

【3】取引上の責任

当システム上で行われた売買の決済は当事者間で債務・債権を実行するものである。
（取引規程第4条）

【4】個人顧客の登録を行うものは、個人情報法を遵守し運用にあたるものとする。（利用規程第7条）

【5】JAPRA 一括相殺システムへの参加と、参加における注意点の遵守。

【6】退会について

1. 利用契約期間は最低24ヶ月とする。（利用規程第4条）
当システムの利用を24ヶ月未満で停止する場合は、2ヶ月のシステム利用料を退会時に支払うものとする。（利用規程第6条）
2. JAPRA システムにおける債権・債務を完全に精算をしてから退会をすること。
3. 退会をする場合は1ヶ月以上前に㈱ジャプラに通知し、JAPRA システム利用停止申請書を提出すること。

【7】JAPRA システムを利用する上で、㈱ジャプラが不当と判断をした場合は、システムを停止する場合もある。

以上の内容、JAPRA システム各規程の記載事項を同意・承諾をした上で、JAPRA システムの申込をします。

平成 年 月 日

（住所）

（会社名）

（代表者名）